

懇話会について

懇話会の名称及び目的

名称：大阪府マンション政策懇話会

目的：令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことを踏まえ、地方公共団体による助言・指導等、管理計画認定制度等の新制度の施行に関して、認定等の基準などについて検討するとともに、大阪府におけるマンション（二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。）についての政策の基本方針を検討するため、専門的見地等からの意見交換、懇談等を行うことを目的とする。

懇話会の全体像

【第1回懇話会での意見交換等】

管理が不適切なマンションの対策について

- ・助言・指導、勧告の基準
- ・建替え・除却の推進 等

【第2回懇話会での意見交換等】

適切な管理を行うマンションの増加方策について

- ・管理計画認定制度の基準 等

【第3回懇話会での意見交換等】

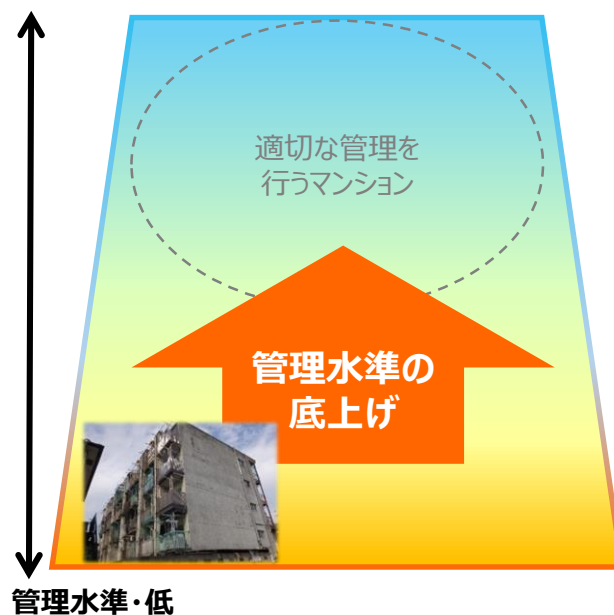
大阪府のマンション政策の基本方針について

- ・第1回、第2回懇話会でのご意見等
- ・広域自治体、基礎自治体、大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会、民間団体等の役割分担
- ・広域自治体としての基礎自治体への支援のあり方、支援内容、範囲

※上記のほか、必要に応じて懇話会を開催します。

＜マンションの管理水準のイメージ＞

管理水準・高



出典：国土交通省「第1回マンション管理の新制度の施行に関する検討会」資料

スケジュール

- 第1回 令和3年6月22日 管理が不適切なマンションの対策について
- 第2回 令和3年6月28日 適切な管理を行うマンションの増加方策について
- 第3回 令和3年7月下旬頃 大阪府のマンション政策の基本方針について